

# 東京都看護職員需給推計の概要

# 看護職員需給推計にかかる国の動向 ①

○ これまでの看護職員の需給見通しは、人材確保指針等に基づき、看護職員確保の基本的な資料として、概ね5年ごとに通算7回(第7次需給推計:平成23～27年度)にわたり、病院等への調査により把握した数字を積み上げる方法により策定してきた。

○ 平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、「地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在等の是正などの観点を踏まえた医師・看護職員等の需給について検討する」とされたことを受け、今後の需給推計は、従来の積み上げ方式ではなく、将来の医療需要を踏まえた推計方法を検討することが決定。

○ 平成28年3月及び6月に国において開催された「医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会(第1回及び第2回)」にて、看護職員需給分科会(需給推計)は平成28年12月までにとりまとめることとされ、需給推計案について議論された。

# 看護職員需給推計にかかる国の動向 ②

○ 平成29年6月19日付厚生労働省医政局発事務連絡「看護職員需給分科会の今後の進め方について」により、「医師、看護職員、PT・OTの職種毎の需給推計を行うためには、基礎データや考え方など整合性を図り需給推計を行うことが必要」であるため、看護職員の需給推計を医師の需給推計のスケジュールに合わせて実施する旨が通知された。

○ 平成30年5月に医師需給推計の第3次中間とりまとめが行われたことを受け、平成30年9月以降、国において看護職員需給推計の検討が再開された。

◀「医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会」開催状況▶

第3回：30年9月27日 第4回：30年10月29日 第5回：31年1月17日 第6回：31年1月31日

○ 第5回看護職員需給分科会において、都道府県が作業を行うための「推計ツール」の内容が了承された。

○ 都道府県は本年度中に需給推計を行い、国に推計値を報告。国において都道府県推計を集約し、平成31年6月に報告書を取りまとめる予定としている。

※平成31年2月19日現在、国から推計ツールは発送されていないため、都における推計作業はできていない。

# 都におけるこれまでの経緯

- これまでの東京都における看護職員の需給見通しは、国の指針等に基づき、概ね5年ごとに通算7回(最後は平成23～27年度)にわたり、病院等への調査により把握した数字を積み上げる方法により策定してきた。
- 28年度以降は、国の動向を踏まえ、都における需給見通しは策定していない。
- 国の看護職員需給分科会において了承された推計ツールに基づき、本年度中に都としての2025年時点の看護職員推計を行い、国に報告する。

# これまでの需給見通しと需給推計の比較

	看護職員需給見通し	看護職員需給推計
時点の考え方	概ね5年ごとに、1年刻みで需給を算出(最後は平成23～27年度)	2025年時点の需給のみを算出 ※中間年の推計は行わない。
算出方法	<p>国からの策定方針等に則り実施する看護職員就業等実態調査等を基に、都道府県ごとに算出</p> <p><b>【需要数】</b> 実態調査による施設管理者の意向や既存の統計等に基づき、需要数を積み上げて算出</p> <p><b>【供給数】</b> 実態調査及び既存の統計結果等に基づき算出 〔年当初就業者数＋新卒就業者数＋再就業者数－退職者数〕にて各年の供給数を算出</p>	<p>国が策定した「推計ツール」を基に、都道府県ごとに算出</p> <p><b>【需要数】</b> 現在の病床数・患者数及び看護職員数を基に、2025年時点の医療需要(地域医療構想や介護保険事業計画に基づく)あたり看護職員数を設定し算出。 医療需要が示されていない領域については、一定の仮定を設定して算出。</p> <p><b>【供給数】</b> 既存の統計結果等に基づき算出 〔(前年の看護職員数＋新規就業者数＋再就業数)×(1－離職率)〕を2025年まで積み上げ</p>
国による取りまとめ	都道府県から報告のあった需要数・供給数について厚生労働省で取りまとめを行い、国としての「看護職員需給見通し」を策定	都道府県から報告のあった需要数・供給数について厚生労働省で取りまとめを行い、国としての「看護職員需給推計」を策定

# 東京都看護職員需給推計 策定趣旨

都内看護職員の計画的かつ安定的な確保を図ることを目的とし、  
実効性ある効果的な看護職員確保対策を展開していくための目標値として、  
2025年時点の東京都看護職員需給推計を策定する。

# 東京都看護職員需給推計 策定方法

- 地域医療構想との整合性の観点から、2025年における需給推計を行う。
- 医師の需給推計の方法を踏まえながら、直近のデータを用いて、看護職員の需給推計を行う。
- 国から都道府県に対し発出される「推計ツール」を用いて推計する。

## 需要推計

- ① 現在の病床数・患者数及び看護職員数を基に、医療需要(病床数あるいは患者数)あたり看護職員数を設定
- ② 医療需要について、
  - ▶ 一般病床・療養病床は、地域医療構想における2025年の病床数の必要数による。
  - ▶ 訪問看護事業所、介護保険サービスは、介護保険事業計画による。
  - ▶ 地域医療構想で医療需要が示されていない領域は、一定の仮定を設定する。
- ③ ①②により、将来の看護職員数を推計する。

①医療需要あたり  
看護職員数



②将来の医療需要



③将来の看護職員  
需要数

## 供給推計

「〔前年の看護職員数 + 新規就業者数 + 再就業者数〕×(1 - 離職率)」を2025年まで積み上げ

# 都における独自調査の実施 ①

## ① 都道府県に裁量がある推計項目の調査

第5回 看護職員需給分科会資料より抜粋

### 需要数

- 保健所、市町村、看護師等学校養成所・研究機関、社会福祉施設、事業所等の看護職員数

都道府県の推計等により、(略)看護職員数のこれまでの推移、今後の見通し、関係者の意見等を勘案して具体的な推計を行う。

### 供給数

- 再就業者数

H28衛生行政報告例における従事期間別の看護職員数を用いる。ただし、各都道府県で需給推計を行う際に、都道府県で再就業者数に関する既存の調査があれば、その活用も可能とする。

- 離職率

看護職員を含む医療従事者の勤務環境改善の仕組みを通じた定着促進・離職防止の効果について、各都道府県が実態を踏まえて離職率の改善を設定し、推計を行う。

都における独自調査を実施し、本会議体において委員の意見を聴取したうえで、必要に応じ需給推計を修正する。

国に対しては、提示された推計ツールをそのまま用いて算出した需要数及び供給数を報告する。

- ※ 保健所等の看護職員需要数は、これまでの実績及び伸び率等を用いて算出
- ※ 再就業者数は、衛生行政報告例に基づいて算出
- ※ 離職率は、(公社)日本看護協会による病院看護実態調査の結果を用いて算出

# 都における独自調査の実施 ②

## ② 2025年に向けた看護職員確保対策検討のための看護人材実態調査

需給推計で算出されるのは需要数(病院(機能ごと)、診療所、訪問介護等の医療需要の積上げ)と看護職員全体の供給数であり、施設規模別・職種別・地域別の充足状況等を把握することができず、実効性のある施策検討ができない。

### 施設規模別

- 病院規模(病床数)ごとの充足状況
- その他施設の規模ごとの充足状況

### 職種別

- 保健師、助産師、看護師、准看護師ごとの需要数

### 地域別

- 医療圏ごとの充足状況 等



都における独自調査により、施設規模別・職種別・地域別の充足状況等を把握する。

なお、本調査において、勤務環境の改善状況や看護教育に対するニーズなど、看護職員確保施策検討のための項目も含めた実施を検討する。